

独立行政法人大学評価・学位授与機構セグメント情報規則

平成16年4月1日

規則第77号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構会計規則（平成16年度規則第65号）第52条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）におけるセグメント情報に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(セグメント区分)

第2条 機構におけるセグメントの区分は、次のとおりとする。

大学評価事業			学位授与事業	その他の事業	法人共通
国立大学法人 評価事業等	機関別認証評 価事業	分野別認証評 価事業			

(情報)

第3条 前条に規定する各セグメントの情報は、次のとおりとする。

- 一 事業費用
 - イ 事務費
 - ロ 一般管理費
- 二 事業収益
 - イ 運営費交付金収益
 - ロ 手数料収入
 - ハ その他収入
- 三 事業損益
- 四 総資産額

(様式)

第4条 機構におけるセグメント情報の様式は、別紙様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。